

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第 10 回 P T A 部会 会議次第

日時：令和 8 年 9 月 29 日（火）19：00～

場所：中央公民館 第 1 研修室

1 開 会

2 協 議

（1）新 P T A 会則について

- ・ PTA 慶弔規定（規程）
- ・ 旅費規定

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和 8 年 12 月 1 日全体会後

4 閉 会

※配布資料

- ・【資料 1】PTA 慶弔規定（各中学校比較）
- ・【参考資料】玉野東中学校 研修費等支給規程（案）

【資料1】PTA慶弔規定（規程）（各中学校比較）

規定	宇野中学校	玉中学校	日比中学校	事務局（案）※規定の必要性も含め、要協議
P T A 慶 弔 規 定 （ 規 程 ）	【会計規定内】 第17条 会員の慶弔に関しては次のとおりとする。 1 会員死亡の場合は、香典10,000円を送る。また、本校に在学する生徒の場合もこれに準じて実行する。 2 学校教職員の転退職の場合は、在籍1年までは1,000円とし、1年を超える場合は、1年増すごとに1,000円を加算する。ただし、5,000円をもって上限とする。 3 上記以外の場合は、別に協議する。	【P T A 慶弔規程】 第1条 次の者が死亡した場合は、香典料1万円と生花をお供えし、役員の代表者が会葬する。 ① 玉中学校の生徒 ② 保護者（父母またはそれにかわる者で本校P T A 会員） ③ 玉中学校の教職員 第2条 教職員の配偶者、実父母、子女が死亡した場合は、生花またはそれに相当する額をお供えし、役員の代表者が会葬する。 第3条 上記各項目の適用を受けた者は返礼しないものとする。 第4条 上記各項目以外で必要を生じた場合は、会長・副会長で協議処理できるものとする。 この規程は平成26年4月27日から適用するものとする。	規定なし	【P T A 慶弔規定（規程）】 第●条 次の者が死亡した場合は、香典料1万円と生花をお供えし、役員の代表者が会葬する。 1 生徒 2 保護者（会員に限る） 3 教職員 第●条 教職員の配偶者、実父母又は子女が死亡した場合は、生花又はこれに相当する金員をお供えし、役員の代表者が会葬する。 第●条 教職員が転退職する場合は、在籍1年につき1,000円を贈るものとする。ただし、5,000円を上限とする。 第●条 本規定（規程）による慶弔の対象となった者（又はその遺族）からの返礼は、これを辞退するものとする。 第●条 本規定（規程）に定めるもののほか、特別の事情により慶弔等の必要が生じた場合は、役員が協議の上、処理することができる。 （ 附則 この規程は令和8年4月1日から施行する。 ）

【参考資料】

玉野東中学校 研修費等支給規程（案）

第1条 この規程は、P T A 会員が研修会等に参加した場合の研修費等の支給に関し、必要な事項を定める。

第2条 研修会等参加時に徴収された参加費や資料代の実費を支給する。

なお、金額については領収書等にて確認するものとする。

第3条 研修会等に参加するための旅費を支給する。支給額については、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずるものとする。

第4条 駐車料金がかかった場合には、実費を支給する。

なお、金額については領収書等にて確認するものとする。

第5条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。